

# Waste Today

2016.12.12

発行者：株式会社リーテム

12月号  
2016

## ✓ 今月のテーマ 「食品廃棄物の横流し再発防止策(法改正パブリックコメント)」

今年の初めの1月に、廃棄されるはずのビーフカツが横流しされた事件が世の中を騒がせました。この廃食品の横流しは廃棄物処理法にどのような影響を与えるのか見守ってきたのですが、結局のところ、大きな改正としては、廃棄物処理法ではなく、食品リサイクル法の省令改正ということとなりました。環境省から先日パブリックコメントが出されましたので、おそらく以下のような改正となるでしょう。

### 🗨️ 法改正の法令、省令

◇法令・食品リサイクル法の省令である「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」

◇対象  
食品メーカーなどからの売れ残りや期限切れなどの食品廃棄物の食品リサイクルに回るものが対象となります。したがって、焼却処分されるものは対象外となります。

### 🗨️ 改正内容

- (1) 食品メーカーなどが自ら食品リサイクルを行う場合
- 不適正処理されないよう適切な措置を講ずること
  - その措置が再生利用の阻害につながらないようにすること



廃棄品マークを記す



悪い例

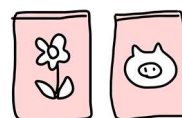
- (2) 収集運搬を委託する場合(転売可能なものの場合)
- 食品廃棄物が食用と誤認されないような措置
  - 委託内容どおりの収集運搬が行われているか確認



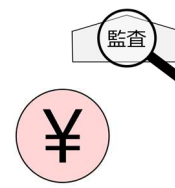
廃棄品マークを記す



- (3) 処分(再生利用)を委託する場合
- 委託先の処理状況の確認、及びその再生利用状況の確認
  - 委託先周辺地域の処理費や処理方法を踏まえて、適正な処理料金であること



処理後の肥飼料の利用状況



適正処理費が否か

- (転売可能なものの場合)
- 食品廃棄物が食用と誤認されないような措置
  - 委託内容どおりの処分(再生利用)が行われているか確認



廃棄品マークを記す

